

地域資源活用による観光振興等調査特別委員会

地域資源活用による観光振興等調査特別委員長 岩崎 友一

- 1 日時
平成 25 年 4 月 17 日（水曜日）
午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 50 分散会
- 2 場所
第 4 委員会室
- 3 出席委員
岩崎友一委員長、佐々木努副委員長、高橋昌造委員、佐々木朋和委員、樋下正信委員、
神崎浩之委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、工藤勝博委員、
小泉光男委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
本多担当書記、関口担当書記
- 6 説明のために出席した者
環境省東北地方環境事務所 統括自然保護企画官 西村 学 氏
- 7 一般傍聴者
3 人
- 8 会議に付した事件
(1) 副委員長辞任の件
(2) 「グリーン復興プロジェクトについて」
(3) その他
 次回の委員会運営等について
- 9 議事の内容

○岩崎友一委員長 ただいまから地域資源活用による観光振興等調査特別委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、佐々木努副委員長から副委員長の辞任願が提出されておりますので、これより副委員長辞任の件を議題といたします。

お諮りします。副委員長の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって副委員長の辞任を許可することに決定いた

しました。

次に、副委員長が欠員となりましたので、ただいまから副委員長の互選を行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、この際副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選は指名推選の方法により行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については当職において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決定いたしました。

地域資源活用による観光振興等調査特別副委員長に佐々木朋和君を指名いたします。

お諮りします。ただいま当職において指名した佐々木朋和君を地域資源活用による観光振興等調査特別副委員長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐々木朋和君が地域資源活用による観光振興等調査特別副委員長に当選されました。

ただいま当選されました佐々木朋和君が委員会室におられますので、本席から当選の告知をいたします。

佐々木朋和副委員長、御挨拶をお願いします。

○佐々木朋和副委員長 ありがとうございます。若輩の身で恐縮ですが、委員長を助けてこの委員会が有意義なものになるように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 次に、本日の日程であります。グリーン復興プロジェクトについて調査を行いたと思います。本日は、講師として、環境省東北地方環境事務所統括自然保護企画官、西村学様をお招きしておりますので、御紹介申し上げます。

○西村学講師 皆様、おはようございます。本日は特別委員会にお呼びいただき、三陸復興国立公園復興プロジェクトのお話をさせていただく機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。

私ども自然環境を生かした形での復興を進めたいということで、このプロジェクトを進めております。岩手県の皆様におかれましては、常日ごろから自然環境行政に御支援、御協力を賜りまして、大変ありがとうございます。このプロジェクトについても、地域とと

も一緒にやっていきたいという思いでございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○岩崎友一委員長 西村様の御略歴につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

本日は、グリーン復興プロジェクトについてと題しまして、グリーン復興プロジェクトとして進められております事業内容などについてお話をいただくことにしております。西村様には御多忙のところ御講演をお引き受けいただきまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、これから御講演をいただくことといたしますが、後ほど質疑、意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、西村様よろしくお願ひいたします。

○西村学講師 それでは、座って失礼させていただきます。本日は、国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトについて御説明をさせていただきます。

話の流れといたしましては、私ども東北地方環境事務所の紹介をさせていただき、その後国立公園とはどういうものなのか、それから国立公園の創設を核としたグリーン復興ビジョンの全体の話、個別のプロジェクトの話をつかさせていただくということにしております。何分話しなれないもので聞き苦しいことがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、私ども環境省東北地方環境事務所ですが、もともと十和田湖国立公園の管理をしていた事務所が徐々に大きくなり、平成17年に環境省の地方支分部局として仙台市に置かれたものでございます。担当している業務は、廃棄物リサイクル対策課というところがございます。現在は災害廃棄物の処理に関する業務が主なものとなっております。そのほかに環境対策課というところでは地球温暖化ですとか、環境教育に関すること、それから私が統括自然保護企画官として、国立公園の保護、管理をする者や、野生生物の保護、管理をする者を主にまとめております。このような業務内容となっております。

自然環境の管理については、現場に自然保護官事務所というのを設置しておりまして、ここ盛岡市にも自然保護官を配置し、岩手山ですとか、網張温泉周辺の自然環境の保全の仕事をしております。そして、沿岸部におきましては大船渡市、それから宮古市、後ほどお話しします八戸市、石巻市という形で職員を配置して業務をしております。職員は、仙台市に今52名おります。震災後、除染のことですとか、放射線の高い指定廃棄物のことを業務とします福島環境再生事務所が設置されておりまして、現在312名いるという状況でございます。

私ども自然環境の関係といたしましては、東北管内に3カ所の国立公園がございます。十和田八幡平国立公園、岩手県から宮城県にかかる海岸部の陸中海岸国立公園、それから磐梯朝日国立公園、この3カ所の管理業務をしております。そのほかにも鳥獣の保護のため国指定鳥獣保護区というのを指定しておりまして、渡り鳥の生息地の保護、保全という取り組みをしております。管内で16カ所の鳥獣保護区の管理を行っております。

また、自然系の話といたしまして、希少野生動植物の保護の業務も行っておりまして、秋田県のチョウセンキバナアツモリソウの保護増殖事業、それから山形県に猛禽類保護センターというものを設置いたしまして、イヌワシを中心とした保護増殖の仕事をやっている状況でございます。

また、昨今外国から輸入された生物が日本の環境下に放たれて、日本固有の生態系に影響を与えているということが懸念されているということもありまして、オオクチバスですとか、セイヨウオオマルハナバチといった外来生物の駆除活動も積極的に行っているところでございます。

私ども地方環境事務所では、現場の職員として自然保護官を配置しております。自然保護官は、国立公園、国指定鳥獣保護区の管理というものをを行うということになっておりますが、何分職員の数が少ないもので、現場に1人、2人とといったような事務所になっております。そういうこともありまして、地元とともに自然環境の保全活動を行おうということで積極的に地域との対話を進めているところでございます。こちらの写真は山形県で行われております登山道の管理業務でございます。このように自然保護官が地元の人たちとともに、登山道の崩れた部分の植生回復の作業を行っているという状況でございます。また、こちらの写真は、現場に出まして調査、巡視、それから自然との触れ合いのための自然観察会の開催などを実施しているものでございます。

それから、昨今鳥インフルエンザの対応というのが大きな業務となっております。例えば野鳥が野外で死んでいるという情報がありますとこちらの写真のように死亡個体を回収いたしまして、簡易検査ということでその死亡個体が高病原性の鳥インフルエンザにかかっているかどうかという検査を行うということになっております。幸いにもここ2年間、東北管内では高病原性の鳥インフルエンザウイルスが出たということはありません。

こういった形で、私ども仙台市に地方環境事務所があるわけでございますが、各現場に自然保護官を配置し、地域とともに自然環境の保全、自然の活用を進めているところでございます。

続きまして、三陸復興国立公園の話になりますので、御存じの方も多いかと思いますが、国立公園とはどういうものなのか少しお話をさせていただきます。

日本には、30カ所の国立公園がございます。こちらの写真は知床国立公園で、世界自然遺産地域に登録されているものでございます。

こちらの写真は富士箱根伊豆国立公園、日本を象徴する富士山を含めた区域が国立公園に指定されているものでございます。

それから中部山岳国立公園、これは上高地の写真でございますが、山岳景観を最も象徴的に写している写真だと言われております。

それから瀬戸内海国立公園、こういうふうに巖島の宮島も国立公園の区域に含まれておりまして、神社の周辺の屋敷林という形での保護を進めているというものでございます。

それから三重県の伊勢志摩国立公園、こういう多島海景観と言われている区域の写真で

ございます。

これは大山隠岐国立公園の隠岐の島の写真でございます。こういうように野生の馬が草をはむことによって維持されている草原というのも国立公園に指定されているところでございます。

このように日本を代表するような観光地の多くが国立公園、国定公園に指定され、自然環境を保護しながら持続可能な利用を進めているというものでございます。

国立公園は、法律に基づく指定をしております。自然公園法という法律がありまして、日本を代表する傑出した自然の風景地を保護するという形で国立公園を指定しております。全国で30カ所ございまして、国土の5.5%に当たる面積でございます。その自然公園法では、自然公園の目的を規定しておりまして、すぐれた自然の風景地の保護と利用を図ることによって国民の保健休養強化に資することとなっております。実はこの保護と利用というのが私どもが業務をする中で一番悩ましいというか、難しいところで、やはり自然は利用すれば利用するほど壊れてしまいますので、保護しながらどの程度利用していくのか、持続可能な利用を図るために地元との調整を図るということになっております。今回もいろいろ沿岸部で利用にかかる事業をやっておりますけれども、そこに残された自然環境なるべく壊さない形での利用を進めるという考え方で国立公園の管理を行っているというものでございます。

国立公園の保護の面では、この図のような形で区域の中をゾーニングいたしまして、特別保護地区から第1種、第2種、第3種特別地域という形で、規制の強弱をつけての管理を行っております。例えば山のとっぺんのところ、富士山に鉄塔が建っていると興ざめますよね。そういうこともありまして、そういう山のとっぺんとか、自然の風景を乱す可能性が高いところ、それから原生的な自然環境が残されているところについては特別保護地区の指定をさせていただきまして、公益的な開発行為以外は認められないという区域に設定しております。そのほか第1種、第2種、第3種ということで規制が少しずつ緩くなりまして、第3種においては地域の農林水産業との調整を図りながら管理をする区域となっております。そういった規制をかけることによって、自然環境を保護するというところでございます。

それから、利用に関してはその地域の自然に多くの人たちに親しんでもらうという、そのための施設というのも環境省として整備をしております。ちょうど真ん中にあるこちらの写真が宮古市の浄土ヶ浜にあるビジターセンターでございます。こういう自然環境を楽しむための情報提供施設を設置しまして、広くそこに来ていただいて、各フィールドに出させていただく、そういった業務も行っております。

国立公園内の利用施設は、環境省が直轄で整備する以外にも、例えばこういうレストハウス、レストランですとか売店、ホテルといったような形で営利にかかわる施設については民間の事業者が国立公園事業の認可をいたしまして、経営をしていただくと、そういった形で国立公園の利用のために国、地方、民間が一緒になって公園事業を営んでいる。そ

の上で、その地域に来られた方へのサービスの提供を実施しているというものでございます。

国立公園に求められていることで、これまでは自然環境の保護の面でいえば原生的な自然の保護をしていくべきだと、要は手つかずの自然をそのままに残す必要があるということで指定がされておりました。それから、大規模な開発から守るという面もございました。それが昨今は、生物の多様性を重視した国立公園の保護があってもいいのではないかと。その中には文化というものも対象にしていきましょうという考え方になっておりますし、こういう手つかずの自然だけではなくて、身近な地域の方々が山に入ってまきを拾っていたとか、そこでアサリだとか貝をとっていたという、そういう里山里海の保全というのも国立公園の保護の対象にしてはどうかと言われております。それから、単に自然環境を保護するだけではなくて、失われた自然環境を積極的に再生、修復しようということも国立公園に求められているところでございます。

また、利用の観点からいいますと、これまで国立公園内の観光形態といたしましては、団体バスで有名な温泉地について、その夕方ですとか朝に少し自然環境を見ただけで帰られるという、そういうものが多かったです。今後はそういう自然や文化に深く触れる個人向けの体験型、滞在型の利用を進めるべきではないかと言われておまして、私どもではエコツーリズムという形での施策を展開したいと考えております。

それから、国立公園の管理といたしましては、これまでは国がみずから管理する、また地方の行政と協力し合いながら管理をしていくという状況でしたけれども、やはり地域に住まわれている方と一緒に豊かな地域づくりをやっていかなければならないということで、地域との対話を進めるという形で国立公園の管理をしたいと考えているものでございます。

それでは、ここからグリーン復興のビジョンということでグリーン復興プロジェクトの内容について御説明をさせていただきます。このグリーン復興ビジョンというのを策定した経緯をお話いたします。御承知のように平成23年3月11日の東日本大震災が発生しまして、人、財産に大きな影響を与えておりますけれども、自然環境にもさまざまな面で影響を与えているという状況が震災直後から見られております。そういったこともありまして、環境省といたしましては5月に三陸復興国立公園を核として地域再生に貢献するというようなことを公表させていただきました。その考え方は、7月の政府の方針にも反映されまして、陸中海岸国立公園などの既存自然公園を再編し、三陸復興国立公園とし、防災上の配慮をしながら公園施設の再整備だとか、長距離海岸トレイルの整備について検討するということが明記されております。こういう政府の方針に位置づけられたことを踏まえまして、8月には中央環境審議会で三陸地域の自然公園を活用した復興はどうあるべきかという議論を開始いたしまして、平成24年5月に三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興ビジョンとして公表をさせていただいているところでございます。

グリーン復興ビジョンでは、まず東北地方の太平洋沿岸の特徴というのを捉えておりま

す。特徴としては、自然の恵みが豊かな地域であること、美しい自然環境はもちろんですし、世界的にもすぐれた漁場が広がっている。そういった自然環境というものが地域の産業を支え、人々の暮らしを実り多いものにしてきたという地域であると。一方で、厳しい自然環境があった地域である。幾度にわたって津波の被害があり、それからやませという形での冷害の心配もあると、そういった厳しい自然環境の中で自然と共生していくための多くの知恵とか文化、技術が育まれてきた地域である。つまり、自然と人とが共生してきた社会がこの東北地方の太平洋沿岸地域に広まってきたのだとまさしく思っているところでございます。そういう地域に今回東日本大震災が発生しまして、東日本大震災の教訓といたしましてこういう自然は恵みをもたらすだけではなくて、時として大きな脅威をもたらすことがあるということ再認識させられた。そういった中、人と自然との共生のあり方を考え直す転換点になるのではないかとまとめておりまして、このビジョンの中ではこれからも繰り返されるであろう地震、津波に備え、自然とともに歩む復興をどのように進めるべきであるかということをもとめているということでございます。

グリーン復興ビジョンの基本理念といたしまして三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興を目指すというように書いてあります。その中の基本方針は三つございまして、東北の観光、生活、文化を支えてきた自然の恵みを活用していくという考え方、それから今後も繰り返されるであろう地震、津波に備えるために自然の脅威を学ぶ場にすべきではないか。それから、森・里・川・海というつながりが豊かな生態系を育む礎になるものであるということがありまして、そういう森・里・川・海のつながりを強める取り組みをしなければならない。そういう三つの基本方針のもと、七つのグリーン復興プロジェクトを立ち上げているものでございます。

七つのグリーン復興プロジェクトはここに書かれておりますけれども、これは後で御説明させていただきます。こういう七つのグリーン復興プロジェクトを実施することによって、地域の魅力を向上し、東北ならではの観光スタイルを構築する。そういったものが観光振興、地域振興にも資するものになるという形で進められると考えております。

プロジェクトの効果的な実施に向けてどういうことを環境省として気をつけなければならないかと書いていますけれども、まずこの三陸復興国立公園については、地域の要望を聞きながら地域とともに進める、形づくる公園にしていきたいと思っております。ですから、参加協働型の体制、特に地域の皆さんに支えてもらいながら地域に恩恵がある国立公園、長距離自然歩道の構築と管理を行っていきたく思っております。また、三陸ジオパークの取り組みが震災前からありましたので、そういう地域の取り組みとの連携も積極的に考えていく。そういった考え方のもとプロジェクトを実施したいと思っております。

ここからは各プロジェクトの説明になります。三陸復興国立公園の創設というのが第一番でございます。ここの地図にございますように、これまでの東北の太平洋沿岸地域というのは豊かな自然というのが残されている地域で、自然公園法に基づく自然公園の指定が

ございます。先ほど申しました陸中海岸国立公園、それから北部に行きますと八戸市、階上町にかかります種差海岸階上岳青森県立自然公園というのがございます。そのほかに南部に目を移しますと南三陸金華山国定公園というのが指定されておまして、その周辺にも宮城県の県立自然公園というのが指定されている状況でございます。今回特に津波の被害を受けましたこういう自然公園の区域を再編させていただきまして、新しい三陸復興国立公園という名前で復興に貢献する国立公園を目指すという考え方でございます。それで、国立公園に指定した上で公園の利用施設の整備というのをいろいろ進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備というものでございます。国立公園区域というのは沿岸部に限った形で、どうしても長細い海岸線を指定しているという状況となっております。それを国立公園とその周辺地域を含めた一定のまとまりにフィールドミュージアムという名前をつけまして、国立公園の外側にあります内陸部の里山だとか、山岳地域も含めた形で自然体験の活動の場をさまざま設定していったらどうかという考え方でございます。地域の暮らしや文化を活用した形で体験プログラムを各所でできるという、そういう地域を設定してはどうかというのがこのプロジェクトでございます。こちらにつきましては、現在宮城県の南三陸町、それから登米市、それから石巻市の北上川河口付近でフィールドミュージアムの設定ができないかというところを地域とともに考えているところでございます。

続きまして、長距離自然歩道みちのく潮風トレイルでございます。こちらは三陸地域を南北につなぎ交流を深める道として歩道を設定するというものでございます。設定する範囲といたしましては、青森県の蕪島から福島県の松川浦まで、海岸線の直線距離として大体三百五、六十キロメートルぐらい、路線としては700キロメートル程度になると考えておりますけれども、そういう歩ける路線を設定していく。歩きながらその地域の物産だとか、体験だとかをできるような形で設定していくというものでございます。こちらのほうもまた後ほど詳しく御説明させていただきます。

そのほかに四つのプロジェクトがございまして、復興エコツーリズムは単に自然の豊かな地域に行っただけではわからないようなものを、ガイドがついた形での体験型のプログラムとして展開できるようにしようということでプログラムの作成だとかガイド育成、情報発信だとかというものについての支援事業を行うという形になります。

それから、一つ飛びますけれども、持続可能な社会を担う人づくりの推進ということで、自然の恵み、脅威というものを語り継ぐことができるような人材育成ができないかということで、ESD、これは持続可能な環境のための教育ということでございますけれども、環境教育のための人材を育成するための事業というのも行っております。

右に移りまして、先ほども森・里・川・海のつながりというのが豊かな自然環境の基盤であると、そういったつながりを重視した形での取り組みができないかとお話ししましたが、具体的な事業といたしまして、津波の被害を受けた干潟や藻場の再生事業というもの

ができないのかということも今検討しているということでございます。

また、今回の津波の被害というものを自然環境の面から捉える必要があるということで自然環境のモニタリング調査というのも実施しておりまして、津波、地震が自然環境に与えた影響というものを総合的に評価するという作業も行っているところでございます。こういったような、主に七つのプロジェクトを今後展開することにしております。

ここからはこの七つのプロジェクトのうち、四つについて具体的に何をやっているのかを御説明させていただきます。まず、三陸復興国立公園の創設、国立公園の指定でございます。こちらは現在、北部の種差海岸階上岳県立自然公園の陸中海岸国立公園への編入作業を進めておりまして、ことしの5月に編入をいたしまして、名称を三陸復興国立公園として再編成するということがほぼ決定しております。5月25日には八戸地域での指定記念のイベントも開催する予定にしております。

ステップ2といたしまして、南部地域の南三陸金華山国定公園の編入の作業も同時に進めているものでございます。こちらは、平成25年度の秋に編入の予定でしたが、少しおくれておりまして、来年の春の編入に向けて関係の自治体等と調整を行っているところでございます。

ステップ3といたしまして、室根山など周辺の県立自然公園についても、地元と調整しながら国立公園への編入を検討していくことになっております。

国立公園の編入に当たって、復興に資するという面がございますので、国立公園によって自然を紹介するような施設というのを今計画しているものでございます。こちらの絵は、5月に編入される種差海岸における自然環境を紹介するインフォメーションセンターの整備案でございます。このように青森県八戸市の種差海岸というのは天然芝生地、つまり植えた外来の芝ではなくて、天然の状態でこういう芝生地が残されている。これは古くから馬がはむことによって、こういう草原が維持されてきたと、そういう草原景観が評価されて、国立公園に指定されております。そういった芝生を自然とともに楽しむための休憩施設としてインフォメーションセンターを整備する予定となっております。

岩手県区域につきましては、これまでも陸中海岸国立公園ということで、環境省といたしましても自然との触れ合いの場の整備を進めているものでございます。こちらの写真は岩手県宮古市の、中の浜野営場の写真でございます。こちらのキャンプ場は、海岸線に面したキャンプ場になっておりまして、左上の写真が震災前でございます。こういうふうに樹木が生えていて民間のキャンプ場として管理をしておりまして、ちょうど手前のほうに海が広がってまして、夏には海水浴をしながら森林、林間でのキャンプが楽しめるというキャンプ場を整備、管理していたものでございます。

右の写真が震災によってほとんどの施設が流されたという状況でございます。半年後はこういう状況でございます。環境省の直轄施設で被災を受けたのが、中の浜野営場だけでございますので、こういう野営場の跡を震災遺構として残しながら広場の整備ができないかという検討を進めているところでございます。

こちらの図は、中の浜野営場跡の整備イメージでございます。先ほど見ましたのが野営場の炊事棟でした。それから、こちらのほうにトイレがございましたが、そういう災害遺構を少し残しながら、メモリアルの丘ということで、瓦れき、災害廃棄物のコンクリート殻を活用した丘をつくるということを考えております。丘をつくるのはなぜかといいますと、実は丘の高さを津波の遡上高に合わせて、その丘に上がるとこの位置まで津波が来たのだというのがわかるような展示などを考えております。余りインパクトの強いものはなかなかお見せできないということですが、この高さまで来たのだということがこの丘に上がればわかると、それから津波の脅威を伝えるような形で遺構を残す。その周辺については、先ほど述べましたようにまだまだ昔の木々が生えるような環境というのは戻ってきておりませんので、地元の方々とともにそこに植樹をしながらもとの森に戻していくような活動フィールドとして植生回復エリアというのを設定しております。こちらは、ことしの秋にオープンになるよう工事を進めている状況でございます。

それから、こちら岩手県の陸中海岸国立公園の利用拠点でありました浄土ヶ浜の状況でございます。震災直後は、奥浄土という白い砂浜が流されまして、別の場所では災害廃棄物が漂着したり、浜の形が大幅に変わっていました。これについては、地元の宮古市と協働しながら震災廃棄物の撤去、それから浜の修復を行いまして、現在では、昔とはちょっと形が違いますけれども、徐々に砂が戻ってきている状況でございます。

浄土ヶ浜の国立公園の利用施設にはいろいろ被害がありました。公衆トイレ、海岸歩道、それからレストハウス、マリンハウス。海岸歩道については、もともと岩手県の施設でした。レストハウスは宮古市、民間の施設でした。

震災によって大きな被害を受けた施設の復旧工事ということで、環境省としても浄土ヶ浜をまずは復旧しなければならないということでさまざまな事業を今実施しているところでございます。先ほど写真が出ましたけれども、浄土ヶ浜ビジターセンターという情報提供施設がございます。こちらのほうも津波が少し上がってきまして、地下あたりがちょっと浸水したという状況でして、そちらのほうの復旧をしながら今回の東日本大震災の脅威を伝えるための展示がえも少しやっていくということでございます。

それから、海岸歩道については、大きく影響を受けておりましたけれども、ユニバーサルデザインという形で車いすが通行できるような形の利用を進めるということで、木デッキでの整備を現在しておるところでございます。車いすの方が駐車場にとめて、ビジターセンターで自然の情報を得ながら海岸線を歩いていき、場合によっては遊覧船に乗るとか、奥浄土まで歩いて自然をいろいろ見て回る、そういう形を考えております。海岸歩道については、ことしの7月に全面復旧が終了する予定でございまして、岩手県と宮古市とともに復興、復旧に向けたイベントなども検討していきたいと考えているところでございます。

それから、これは大船渡市の碁石海岸でございます。碁石海岸は、津波の被害は少なかったですけれども、地震でいろいろ被害があった施設もあるということで、こちらは防災型キャンプサイトという形で、キャンプ場の再整備を進めております。実はキャンプ場と

というのは、今回の東日本大震災で見直されておりまして、私どもが管理しているキャンプ場が気仙沼大島というところがございます。そこも高台にキャンプ場がありましたので、津波の被害というのはなかったという状況です。私どもが整備するキャンプ場というのは再生可能エネルギーを導入しておりまして、例えば電気についてもソーラーパネルでつけるとか、水についても確保できるという形の整備をしておりまして、震災直後に気仙沼大島で明かりがほとんどなかった中で、野営場だけはソーラー発電による電灯がともっていた。それが地元にとっては大変ありがたかったということもございまして、今後のキャンプ場の整備については防災型ということで、災害が起こったときに一時的に避難者を受け入れることができるような設備を整えていこうと考えております。こちらの碁石海岸のキャンプ場につきましてもソーラーパネルでの電気の確保、それからチップボイラーを活用しまして、木チップを燃やしながら温水だとかを提供できるような設備を整えることで、平時においてはキャンプ場の利便性の向上を図る。非常時においては周辺の地域の方々の一時的避難場所としての活用ができるという形でのキャンプ場の整備を進めることを考えているところでございます。

2番目のプロジェクトといたしまして、みちのく潮風トレイルというものを御紹介させていただきます。みちのく潮風トレイル、長距離自然歩道というものは歩きながら地域の自然や文化を楽しむ長い道ということになっております。ロングトレイルの本場はアメリカにございまして、4,000キロメートルを超えるような自然歩道が設定されておりまして、そこを全て踏破するということがステータスになっております。日本でもロングトレイルのブームというか、そういう動きが見られまして、こちらの特別委員会で御説明があったと聞いておりますけれども、信越トレイルですとか、高島トレイルという形で地元の方々が中心となってトレイルをつくって、そこを歩いていただくという取り組みが広がっております。

実は、長距離自然歩道といいますのは、これまでも環境省で路線を設定し、都道府県で整備と管理を行っていただいております。東北についても新奥の細道ということで赤い線で示してありますが、内陸部を中心とした長距離自然歩道が設定、整備されております。今回は、先ほども申しましたように八戸市の蕪島というところから福島県の南相馬市の松川浦というところまでの沿岸地域をめぐる自然歩道を設定しようということでございます。歩くスピードというのは遅いのですけれども、歩くことによって見えないものが見えてくるという面がございまして、歩くことを通じて地域の自然、歴史、文化に触れることができる。それから、豊かな食べ物を味わいながら津波の脅威を体感できるような路線設定をしていく。そういう設定をすることによって、多くの人が訪れるようなトレイルにしていきたいと考えております。現在の作業といたしましては、昨年度八戸市から山田町までの間の路線案というのを作成しております。路線案を作成しただけでは設定はできないので、今年度特に久慈市を中心としてどういうところを見ていただきたいですか、どういうところを歩いていただきたいですかというのを地元の方々とともに具体的な路線を検討してい

く作業を進めます。その上で、平成 25 年、ことしの秋には八戸市から山田町のうちの一部区間を開通させたいと思っております。今年度中には残りの区間、山田町までの開通ができればということで作業を進めております。その先の路線については、平成 26 年度以降順次開通を進めることになっております。何分南部になればなるほど被災の状況が大変だということもございまして、なかなか歩く道がどこにできるのかということ自体も復興計画の中で見えないという地域もございますので、そういったところは地域の復興の進捗状況を見ながら路線の設定をしていくということを考えております。

このロングトレイルをどういうものにしたいかといいますと、まず美しく雄大な風景に出会えるような道にしたい。つまり、自然とか、自然環境の見どころと人とをつなぐ道にしたいと思っております。

それから、自然の脅威を学ぶことができる路線、歩きながら今回の東日本大震災がどれだけすごい脅威をもたらしたものなのかというのを体感できるような場所をつないでいきたい。

それから、地元の人たちと触れ合うことで外から訪れる利用者と地域の人たちとをつなぐような路線にしていきたい。

それから、そこに来て食を味わうことによって、地域社会と利用者をつなぐような路線にしていきたい、そういった形でのロングトレイルの設定と管理をしていきたいと思っております。

今回ロングトレイルを設定するに当たって環境省で大体のルート案を作成しております、その路線を一度歩いて見てもらおうということで、早稲田大学の学生に、昨年 12 月 1 日からことしの 3 月 16 日まで約 700 キロメートルを歩いてもらいました。この話については、ニュース ZERO ですか、地元のテレビとかでもいろいろ取り上げられて知っている方も多いかと思えますけれども、普通の若者の目線で、700 キロメートルを歩いて何が得られるのだろう、何がおもしろいのだという疑問を持たれている方も多いと思ったので、彼の目線でこの路線を歩いて感じたことを日記につづってもらいました。環境省のホームページで発信していますので、ぜひ読んでいただければと思います。

彼は、普通のと言いましたが、実は普通ではなくて、地元に入り込むことがすごくうまいのです。地元の漁師さんを見つけては、漁師さん、何とれるんですか、何食べているんですかと、そういう話をしながら、地元の人との触れ合いができたということ、その触れ合いの中から地元の方がまた新しい情報をくれて、楽しく歩けたと言っております、こういう地元との触れ合いの中で歩けるような路線にできたらなという思いを強めてございます。

みちのく潮風トレイルの設定に向けた課題ということでございますけれども、地域の方々の関心を喚起していかなければならないと、すごく思っております、特に沿岸の南部におかれましては生活再建といった形での復興が中心になっていますし、なかなかロングトレイルというものに注目する余裕がないというところがございますけれども、このト

レイルを設定することによって利用者が多く来て地域と一緒に復興していくのだというところをどんどんPRしていく、それから北部地域のロングトレイルの開通からPR活動というものもぜひやっていただきたいと思っております。

それから、トレイルの運営と維持管理への参加でございます。全線700キロメートルの路線ということでございますけれども、700キロメートルの路線を維持管理していくためには地元の方々からの協力は不可欠だと考えておりますので、地元の方々に愛していただいて、その運営だとか管理に参加していただけるような体制というのを整えるというのも今検討しているところでございます。検討の中の一つでは、さまざまなサービスの提供という形で、歩ける路線というのを設定して、PRは国のほうでできますけれども、その周辺で何のサービスができるのか、おいしい地元料理が食べられますよとか、トイレを提供できますよという、そういう地元の方々ができるようなサービスをサポータークラブという形でまとめてトレイルの運営にかかわっていただけないかと、そういった形を考えております。その形についても北部地域から今年度ワークショップを細かく開催する予定でございまして、その中で地元とともに話をしていきたいと思っております。

次に、復興エコツーリズムでございます。こちらは自然があるだけでは、そこに来られた方が楽しめないなど、もう少し体験型、滞在型のプログラムという形で提供できないかということでエコツーリズムというものを推進するということでございます。現在復興エコツーリズム推進モデル事業を沿岸各地で行っておりまして、現在は5地域でこの支援事業を行っているところでございます。岩手県内においては久慈市と洋野町の広域的なエコツーリズムの推進という形で海と山を結ぶプログラムというのをつくっていこうということで地元のワークショップを始めたところでございます。また、岩手県の山田町においてはカキ小屋を拠点とした体験プログラム、それらが水産と観光に結びつく形でエコツーリズムができないかということを検討しているところでございます。

今年度については具体的なプログラムだとかを作成して、その地域に一度首都圏から人に来ていただこうと、そういうモニターツアーを試行しながらこのプログラムを磨いていく、それにあわせてプログラムを実施できるようなガイドの育成だとか、販売方法の戦略を検討していきたいと思っております。それで、平成26年度以降については、地元でそういうエコツーリズムの取り組みを自立した形でできる体制づくりまでやっていこうという形での事業をやっております。

最後になりますけれども、自然環境のモニタリングについて少しお話しさせていただきます。東日本大震災が自然環境に大きな影響を与えたということで、山梨県に生物多様性センターというのがございますが、そちらで自然環境のデータを一元的に調査するという形になっております。そこで震災後、青森県の六ヶ所村から千葉県まで510キロメートルの海岸線についての海岸調査を実施しておりますし、海岸線の植生調査、それからアマモ、藻場、干潟、海鳥の生息地という生態系の重要な地域の自然環境のモニタリング調査を実施しております。海岸調査においては、航空写真を活用いたしまして、震災前後の汀線、

水際線ですけれども、汀線がどのように変化したのかを捉えております。

一例でございますけれども、こちらは岩手県の大槌湾の根浜海岸でございます。こちらのほうは、震災前はこういう形で防潮堤がありまして、そこに砂州が広がっていたという状況でございます。震災直後の航空写真で分析しますと、防潮堤が倒れてしまったことによって、こちらの砂州が全て失われた。こちらのドラムみたいなものがこの航空写真を図表化したものでございます。以前の汀線がこういう形だったものが流されてしましまして、汀線が引込んでしまったという状況が広がっております。こういう形で、各海岸線の評価、分析というのを今後行うことにしております。

それから、植生調査でございます。この植生調査につきましては、全国生物多様性センターで震災前の植生データというのを持っております。それにあわせて震災後の植生がどう変化したかをまとめております。これもまた集計の一部でございますけれども、植生図で何がわかったか、震災前後でどういう区分の地域が減ってしまったのかといいますと、耕作地が最も変化している。耕作地が何になったかというと放棄耕作地です。耕作していた土地が被災をして、放棄された耕作地になる。それから、植林された海岸林についても大きく減っている。それが荒地だとか、震災関連の土砂置き場だとか、仮設住宅という形での利用に変化してしまっている。

それから、自然の状況については、最も変化の大きかったのは海岸部に植えられたクロマツ植林が被災クロマツ植林に変わってしまった。つまり、潮を受けて少し枯れ始めている状況にあるという変化が最も大きくなった。そういうデータが出ております。そのほかにも地域区分ごとにクロマツ林がどんな状況になっているのか、三陸の北部においては倒木や枯死してしまった面積が多くなっているというデータが出ておりますし、海岸砂丘についても自然の裸地化、砂丘が裸地状態になっているというようなデータが出ております。そのほか沿岸各地でこういう藻場、干潟の調査というのも実施しているところでございます。

今お見せしましたのはモニタリング調査の一部でして、調査の全体については生物多様性センターのホームページで調査速報という形で全てのデータを公表するという形にしております。

こういうモニタリング情報は、なぜ必要かといいますと、今回の震災を踏まえて自然環境のモニタリング調査は行政、研究者、市民団体でさまざま行われております。それを一元化していく必要があるということで、生物多様性センターでは、誰がどこで何を調査しているかというデータを集めて地図上でプロットをしていきたいと思っております。そうすることで、その地域の自然情報が即座に手に入るような体制を整えたいということで作業を進めております。それから、整理した情報をポータルサイトで広く発信していきたい。そういう情報については、もちろん自然環境の変化の評価に使われますけれども、今後復旧・復興事業がさまざま進められる中での自然環境の配慮の参考になるのではないかとこの形での提供をしたいと思っております。

終わりに今回グリーン復興プロジェクトということでさまざまなプロジェクトを説明させていただきました。環境省としても、東北地方環境事務所としても三陸復興国立公園、沿岸部を中心とした復興に向けてさまざまな形で貢献していきたいと思っております。しかしながら、国立公園にしても、長距離自然歩道にしても地元の方々を取り上げていくということが大変重要だと思っておりますので、岩手県の皆様におかれましても、ぜひ御協力、御支援を賜れば大変ありがたいと思っております。

なお、最後にことしの11月に仙台でアジア国立公園会議という国際会議が開催されることになっております。この会議というのは、アジア地域の自然環境の保護を考える国際会議でございます、国内外から大体500人ほどの出席者がある会議でございます。会議自体は仙台市で行いますけれども、宮古市浄土ヶ浜周辺でエクスカージョンのコースを一つ用意いたしておりますので、この点についてはまた御協力を賜ればと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○岩崎友一委員長 貴重なお話ありがとうございました。

これより質疑、意見交換を行います。ただいまいただきましたお話に関し質疑、御意見等ありましたらお願いいたします。

○神崎浩之委員 きょうはどうもありがとうございました。私はきょうのお話を観光という分野から考えると、観光に対して環境省の皆さんがこれだけ力を入れているということに非常に感動しました。ありがとうございます。

環境省というと、我々はどちらかというと瓦れきの処理だとか、除染のことばかり思い浮かべて、これだけ観光に対して力を入れているということに非常にびっくりして本当に感謝しているところであります。みちのく潮風トレイルの関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、こういうことというのは役所と言えば商業観光だとか、建設関係だとか、農林だとか、教育委員会だとか、いろんな分野というか、部局にわたって、しかも4県にわたるのですよね。そういうことで、お互いに国も県も市町村も窓口が一つの分野であれば非常にやりやすいと思うのですけれども、県が四つにわたったり、おのおの県や市町村の窓口も農林から、観光から、道路からということで大変御苦労なさっているのではないかなと思います。それから先ほどちょっとお話しがあったのですが、被災沿岸地においては住むところだとか、お店だとか、商売のことでそれどころではないということもあるのではないかなと思います。そういうことについて、大変な調整があるのではないかなと思いますが、御苦労話をしていただきたいなというのが一点目です。

それから、潮風トレイルですが、国道45号は、海岸を見ながら走るようなイメージなのですけれども、実際に走ると山ばかりみたいなどころがあり、歩く場合には結構起伏があって大変なのではないかなと思いますが、国道45号と潮風トレイルの位置関係などを教えてください。それが二点目です。

それから、どこの予算でこれをつくっていくのか、国土交通省かなとも思っていたのですけれども、歩道、潮風トレイルのところについてはどういうところで予算を出していく

のでしょうか。3点質問させていただきたいと思います。

○西村学講師 御質問ありがとうございます。まず、環境省が観光に力を入れていることは結構驚かれる方が多いです。私どもは自然環境を保護することはもちろん使命だと思っておるのですが、先ほど申しましたように国立公園というのは利用ということを進めなければならない。国民の皆さんに豊かな自然を楽しんでもらうことが重要だと考えておりますので、保護するときにはきついことも言うのですが、そういった反面、地域とともに自然を活用した活動を行うことについては積極的に中に入り込んで話をさせていただくというスタンスでございまして、今回も復興に貢献する中で、自然を活用した観光を進めるということは地域にとってはすごく重要ではないかと思っております、積極的にさせていただいているところでございます。

御質問のありました苦労話ということでございますけれども、実は岩手県の自然保護課には、県の内部の調整とかも含めて大変御協力いただいております。今回700キロメートルの路線ということで、4県の三十幾つかの市町村にまたがります。それらを束ねていくことは大変でして、実は北部地域でまずは試行的にやっ払いこうという形をとっております。八戸市から山田町においてまずそういう話し合いを進めていくことでやっていきたい。いろいろ部局はまたがるのですが、一緒になって作り上げていく、地域の住民の方にもぜひいろいろな面で意見を言っていただきたいと思います。地元で愛される路線がないと、外から歩く人が来ても楽しくないのです。地元で愛される路線をつくるために市町村の幾つかの集落単位をブロックにまとめまして、そこでのワークショップを開催させていただいております。そういった中で、俺はああいう自然を知っているとか、ここを歩いたら楽しいよという情報をいただきながら愛着を持っていただくと。そして、将来、人が歩いているときのサービスの提供者になっていただきたいという思いで、細かな単位で話し合いをしながらいろんな関係者をまとめていくという、そういう作業をしていく予定でございまして。ワークショップの回数だけ数えると60回から70回ぐらい今年度実施するということですが、それをやるのが関係者の皆様を結びつける方法なのかなと思っております。

それから、ルートについてですが、お金に絡むことといたしまして、実はロングトレイルの設定という言葉は私は使わせていただいております。つまり、歩ける道というのを設定して、ここをロングトレイルですよということを基本としてございまして、新規の路線を700キロメートルつくるといってはございません。ですから、整備については、例えば道迷いが起こる場所ですとか、総合案内板ですとか、そういう情報提供の施設については沿線に設置する予定ですが、道については基本的にはその地域の歩ける路線をロングトレイルとして設定をするという考え方でございまして。標識だけでも700キロメートルつけると、幾らかかるのだろうと私どもも悩んでいるところではございますけれども、そういった形で路線の設定を考えております。御質問にありましたように海岸線は起伏が激しい、おっしゃるとおりでございます。基本的には海岸の沿線に歩ける路線を見つ

けて設計していくという考え方でございますが、どうしても海岸線が歩けない部分もございますので、その場合には国道沿いの歩道なども設定するという可能性はあるかと思っております。

それで、おっしゃるとおり山ばかりの路線になるので、ロングトレイルの売り出し方として二つ考えております。一つはアメリカのように数千キロメートルにも及ぶ路線を全部歩くというステータスを盛り上げるというものと、セクションハイクといたしまして、部分、部分を歩かせるというような考え方もしております。例えば市町村ごとに公共交通機関を使いながら1泊2日ぐらいの歩ける路線、その路線についてはやっぱりアップダウンがない、お年寄りから子供まで歩けるような路線というのを設定していきたいと。全線踏破する方はアップダウンがあらうと健脚で全線歩いていただきたいと思うのですが、部分、部分でそういうような1泊2日ぐらいの路線というのを設定して、その部分については少しバリアフリーのことだとか、情報提供についても手厚くやるという、そんな方法で利用者に応じての使い方ができるようなことを考えていきたいと思っております。

○喜多正敏委員 大変ありがとうございました。勉強になりました。ちょっとお伺いをしたいのは、ロングトレイルは陸上から見て、里で人と交流するという話がありましたが、観光で残っている面というのは、水面観光とか、孤島とか海岸ではないかと思えます。それで道の駅はありますけれども、港の海の駅のようなもの、具体的に言いますとシーカヤックが非常にこれから有望ではないかと思えます。もちろんこの長い海岸を一気にはできないのですけれども、例えば宮古市から山田町まで進んで、そうしたら一度帰って、その次の週は山田町からまた始めるというようなものがないのではないかと。宮古市で提案をして、そういう動きがあったのですけれども、むしろ陸からではなく海から見た、しかもシーカヤックであれば非常に目線が低いので発見があるのではないかとと思っております、この計画の中にそうしたものもあれば、また新たなものができるのではないかとと思っております。

それから、もう一つは、話しはちょっと変わりますが、先ほどの保護と利用の問題をやりました。上高地などでは車をとめて、そこから乗合バスでということがあって、岩手県でもそういった動きがありました。健常者の方々はそれで楽しめればいいのですけれども、そうでない方、お年寄りとか、子供にももう少し身近に山岳観光を楽しめるようにした方がよいのではないかと等々、いつも気になっているのです。ちょっと目線を転じて、世界でそういう残すべきところをうまく利用しているトップクラスの事例を研究すべきではないかと考えるのですが、何かそういう事例を御回答いただければ、本県でも参考になるなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○西村学講師 どうもありがとうございます。海の日線というのは、実は私どもも重視しております。先ほど1泊2日の公共交通を使った路線の設定もあるのではないかと話をしましたが、歩くだけではなくて遊覧船だとか、海を使った路線、海の道というのを設定して、そこもロングトレイルにしてはどうかという考え方はございます。何分海の日線

で遊覧船だとか、定期船になると民間の御協力が必要なので、そういう働きかけはしますけれども、設定ができるのかというのは今検討課題ということでございます。

水面の利用ということでシーカヤックについて、山田町からいろいろ相談がありました。海の体験ができるような施設というのいろいろ考えていかなければならないと思っております。こちらは宮城県の南三陸町で海の体験と研究をできるような施設という形で計画が進んでおります。私もサップ船に乗らせていただきましたけれども、やっぱり海岸段丘というのは海から見て高さを眺めるというのはすごくおもしろいと思っております。ああいう活動をうまく広げていけるように国としても考えていきたいと思っております。

保護と利用の面については難しいです。国立公園の管理で象徴的になっているものとしてはアメリカのイエローストーンだとか、そういうような国立公園もございます。実はアメリカの国立公園と日本の国立公園の置かれている状況は違っていて、アメリカの場合には国立公園の区域全部が国有地なのです。あれだけの国土がございまして、すばらしい自然環境があれば国の土地にしてしまえるのです。反面、日本の場合には国土が狭いこと、それから多面的な土地利用ということがございまして、なかなか国有地にして国立公園の管理はできないということでございまして、地域性の国立公園といいますけれども、土地所有に関係なく地域の合意が得られれば国立公園に指定できるという制度とさせていただいております。アメリカのように国有地で国立公園を管理運営するとすると、自然環境の保護についての規制も厳しいところは厳しくできますし、サービスについても国が考えるサービスをそのままそこで実現できる。ただ、アメリカの場合には使用料を取って、そこで商売もできるという制度になっていまして、土地を持っているからこそできる管理と土地を持たずに地域の理解をいただきながら管理するという、そういう2種類があるということでございます。やはり保護と利用のバランスをとるとするのは、日本のような地域性の国立公園という形式をとっているところの難しさであると私どもも思っております。

実は、第1回のアジア国立公園会議をことしの秋に日本で開くことになったのですが、アジアの国立公園のタイプは地域性の国立公園、土地所有に関係なく網をかぶせるというものが多々ございます。そういった中で、アジアの地域としては、日本が先行して保護と利用のバランスをとりながらやっておりますので、世界で保護と利用がうまくいっているトップクラスの事例を紹介するというのはなかなか難しいのですけれども、三陸復興国立公園がその一番になるように頑張っていきたいと思っております。

○喜多正敏委員 これですべて終わりにします。もちろん洋上クルージングということで、三陸の場合は天候の関係があつて少し難しいという話がありますが、洋上クルージングが浸透して観光につながればいいなと思っております。私の言いたいのはそうした既存の路線とかクルージングでもいいのですが、シーカヤックは自分でできるのです。こういったことを知らない人が多いわけですから、これからまだまだ伸びるのではないかと思います。

それから、八幡平国立公園協会ですが、お金も潤沢ではなくて観光振興だけでやってい

るといふことで、協会はあるのですけれども、その保護ということについては、予算的にも、人的にも余りやってこなかった。それで、協会同士の連携が比較的ないのです。それぞれ先輩に言われたとおりにやっているというのが実態ではないかということ、何か国としても地元の国立公園に対しての協会の横の連携とか情報交換の場とかを設けていただきたい。雑誌は買って読んでいまして、学術的でいいのですが、そういったことも広めていただければ非常に勉強になるのではないかと、これは要望でございます。

○**工藤勝博委員** 大変ありがとうございました。震災復興に大変力強い後押しになると思いますので、ぜひ大きいプロジェクトが実現することを願っております。潮風トレイルの話がありました。既存の林道や活用されている道路を活用して金をかけないでやるのだという話でございますけれども、実際に沿岸の海岸線を歩いてみて活用されている既存の道路というのは何%ぐらいあるのでしょうか。例えばここは景観がいいよと、そういうところに歩道をつくる場合に今の自然公園法の中で規制があると思うので、それらも解決しながら便利のようにできるのかどうかあわせてお伺いしたい。

○**西村学講師** パーセントはちょっとわからないのですけれども、新規で道をつくるというのは本当に一部だと考えております。その中で、里道だとか林道だとか、いろんな道をつなぎますけれども、見どころがある場所につなぎたいということであれば、そこは新規の路線整備もありだろうと思っております。国立公園内に歩道を整備する場合には、国立公園の公園事業、公園利用者のための施設整備だというように国立公園の計画に位置づけて整備させていただきますので、規模によりますけれども、通常の遊歩道であれば公園事業の手続の中で整備が可能だと思っております。そういう地元の方々からの発掘で見どころができるのはすごく重要だと思っておりますので、その点については前向きに整備も考えていかなければと思っていますところでございます。

予算については、三陸復興の関係で今年度 20 億円という金額になっております。環境省で工事を進めているわけなのですけれども、工事業者がなかなかつかまらないということで、やりたいことはあっても整備が進んでないという状況でございます。

○**工藤勝博委員** 三陸沿岸 700 キロメートルのロングトレイルができれば、またすごい大きなインパクトがある三陸復興公園になると思いますけれども、内陸でもやっぱりトレイルランとか、いろんなそういう大きな大会もふえてきました。ぜひともそういうものを三陸沿岸に多くの観光客が来るような紹介が早くできることを願っております。そういう中で環境省が自然保護財団などの外郭団体に丸投げして管理させるというようなことはあるのでしょうか。

○**西村学講師** そのようなことは思っておりません。このトレイルについては、とにかく地元と一緒にやってつくって管理するという考え方なので、その管理については基本は地元の方々にお願ひしましょう、作業をお願いすることによって愛着もわくだろうし、トレイルの存在というのも地元にも伝わっていくだろうと思っています。実は、全国で長距離自然歩道の設定をされているのですけれども、場所によってはこんなところに長距離自然歩道

が走っていたんだと思われる地元の方もいらっしゃるのです。やっぱり地元の方々が何がしかでトレイルにかかわっていくのはすごく重要だと思いますので、ぜひ管理、運営も含めて相談しながらやっていきたいと思っております。

それから、おっしゃるとおりトレイルを設定して、歩けますよというだけでは人は来ないです。だから、イベントだとか、情報発信の仕方というのはすごく考えていきたいと思っています。先ほど紹介した大学生の彼の話も最初はこんなところ歩いて、誰か使ってくれるのかなと思いながら歩いてもらったのですけれども、ありがたいことに歩くことの楽しさというのを彼が伝えてくれたと思っています。そういった取り組みも含めて、歩けるというだけではなくて、それをどのように売り込めるかというのもぜひ一緒に考えていきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 各般にわたって説明をいただきました。ありがとうございました。それで、今の情報発信にも関連するのですけれども、例えば路線を設定して、実際に雄大な景観、そしてまた四季折々のそれぞれの地域の特徴をぱっと感じられる場所はそれで十分なのかもしれませんが、設定される路線によっては、さらに情報が欲しかったり、また歩きながら知りたいというようなニーズも利用者の中にはあるかと思います。経費の問題等もあると思いますが、例えばバーコードリーダーを活用しながらの情報提供の仕方、そして魅力をさらに深めて、さらにもう数キロメートル歩いてもらうというふうに、やり方によっては新しい取り組みということでも、よりよい魅力の提供ができるのかなと思います。そういった観点で、ひとつ自然景観と、そしてまたITの分野を活用した情報発信をどのようにお考えか、できるのかどうか。

あわせてビジターセンター等では情報の提供はよくされると思います。しかし、ビジターセンターが設置されない場所はほぼ情報がないのが実態であり、既存施設においてそういったものがこれからできてくるのかどうか。私は、何でもかんでも金をかけてやればいいというようなものではないと思います。ですので、その辺には一定の制限を加えながらやるべきだと思うというのが自分の所感です。

そして、あともう一点、私は洋野町出身なのですけれども、昔からやませは本当にさまざまな面においてマイナスの影響しかない地域では見られて、今でもそのような状況にあります。しかし、年に数回レストランの経営者から聞くのですが、東京から来た人が、何が目的かもよくわからないまま、たまたま入ってきてくれた。こんなところに何をしに来たのですかと聞いたら、やませを見に来たと答えるのだそうです。やませとは何ですかという質問から始まるそうです。実際にやませが吹いているときには、その景観を見て、これがやませですと言うことができるのですが、カラッと晴れた日には残念でしたね、もう一度来てください、次こそやませが見られますと言って料理を提供するという話でした。そういった意味で、今回の取り組みにおいてやませをうまく活用した何かいい秘策があるかどうか、お考えがあればお伺いしたいと思います。

○**西村学講師** ありがとうございます。まず、情報提供の話です。バーコードリーダー、

スマートフォンだとかiPhoneを使っての情報提供というのは内部で検討しております。それはいろいろな民間業者からの提案も含めて聞いておりますけれども、そこは予算の問題というのもございまして、どのような情報提供をしていくかはこれからだと思っております。おっしゃるとおり、見ただけで美しいところは美しい。そこで、美しいところを見て何を伝えたいかというところはやはり必要だと思っております、場所、場所に見どころの案内板というのは設置をして、案内板での情報提供というのはさせていただくというようなことを考えております。

それから、ビジターセンターで情報提供しますけれども、今回のみちのく潮風トレイルにおいては、トレイルセンターという情報提供施設の設置というのも視野に入れております。ただし、新設するのは宮城県の全て流されてしまったような非常に広いところとを考えておまして、岩手県の沿岸部については既存施設にそういう情報を入れていこうという考え方でございます。これまで陸中海岸国立公園ということで、岩手県、地元の市町村が設置したさまざまな情報提供施設がございますので、その情報提供施設の中に潮風トレイルの情報提供もできるような仕掛けを入れ込んでいくという、そういった形を考えているものでございます。

やませを活用するというので、大変おもしろいアイデアをありがとうございます。私の出身は石川県の金沢市で、環境省に入りまして全国各地の国立公園の管理ということでいろいろ回っております。やっぱり地域の自然を地域の人たちが知らないということはずごく多いなと思っております。私は鹿児島県の奄美大島に勤務していたのですが、日本でそこにしかないアマミノクロウサギだとか、ルリカケスという野生動物がいるのですが、地元の方は当たり前という頭でいらっしゃるというのがあるのではないかなと思うのです。やませについても地元では迷惑物なのかもしれないけれども、外の目線で見てもおもしろいというものはやっぱり地域のいろんなところに埋もれているのではないかなと思うのです。そういうものを発掘しながら、それを首都圏向けに受けるような形で売出すという戦略があるのではないかなと思っております。ですから、地元のワークショップでも、ここはおもしろいというところを見させていただいて、どう売り出していくかを考えていきたいと思っております。

○工藤大輔委員 観光施設等、予算をかけて立派なものをつくっている場所もあり、あるいは情報板、必要最低限の情報を提供する、それぞれ役目があると思います。そういった中で、さまざまなニーズの多様化によって、四季それぞれの情報をタイムリーに伝えたいものもあったり、あるいは自治体サイドではやはり情報の更新をしながら情報提供したいと。ただ、とかく補助金でつくったものについては、最初につくれば、あとはなかなか更新しない。最初は魅力的であるけれども、数年たってしまうと、それは果たして魅力が続いているかどうかという課題は前々からあると思います。そういった意味も込めて更新可能な、予算などもできるだけかけないような形で更新に回せるような情報の発信の仕方ということも合わせて検討をしていただきたいと思います。これは要望にしたいと思います。

○西村学講師 最近環境省でもビジターセンターだとか、そういう情報提供施設をつくりますけれども、昔は常設展示でつくり込んで、そこを見て終わりという形が多かったです。それだとおっしゃるとおりタイムリーな情報提供だとか、リピーターを呼ぶというのは不足なのです。ということもあって、最近では企画展示だとか、日々の情報を更新できる展示に力を入れていくという状況がございます。今回、八戸市の種差海岸インフォメーションセンターの絵をお見せしましたけれども、あそこにトレイルセンターとしての機能を入れようと考えております。そこでは、歩いた方がそこで見た情報をそのインフォメーションセンターに集約していこうと思っております。余り変な情報については消しますけれども、歩いてここでこんな花が見られたよとか、こういう動物が見られたよとか、あそこはちょっと危険だから気をつけたほうがいいよねという情報を利用者の方がそこに落としていっていただく。それを集約することによって、今後のトレイルの管理につなげるという、そういう常設だけではなくて、情報をそれぞれ更新できるような形での展示というのも心がけていきたいというふうに思っております。

○佐々木努委員 いろいろ貴重なお話をありがとうございました。長距離自然歩道ですか、東北自然歩道、岩手県の内陸部は、この地図で見るともしかしたら中心部を通っているのかなというふうに思うのですが、どういうルートになっているのでしょうか。それから、管理面のことと、実際にどの程度の利用がされているか、その辺も把握されていれば教えていただきたいと思えます。

○西村学講師 長距離自然歩道の歴史というのを御説明しますと、もともと東海自然歩道というのが第一番目で設定されまして、首都圏から関西圏に向けて自然歩道をつないでみようという形で取り組みが始まっています。そのときに路線の決定というのを環境省がするのですが、当初は都道府県の補助事業という形で路線の整備、管理をいただいているというような状況になっております。ですから、補助を出す路線を環境省が決定して、都道府県に補助金を出しながら路線をつないでいったという、そういうような側面もございます。今回のみちのく潮風トレイルについては、どちらかというと環境省が主導になって路線の整備と管理も積極的に絡みながら地元とともにやっていくという、ちょっと意味合いが違っているということです。東北の自然歩道については、これも地元の岩手県さんとともに奥の細道のルートをなぞらえながら設定したというふうに聞いておまして、ちょっと細かな情報というのは私も頭に入っていないです。

○岩崎友一委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 それでは、ほかにないようですので、本日の調査はこれをもって終了いたします。西村様本日はお忙しいところ本当にありがとうございました。

委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願います。

次に、6月に予定されております当委員会の県内調査についてであります、調査候補

地はお配りしている資料のとおりであります。御意見等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 特に御意見等がなければ当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、8月に予定されております次回の当委員会の調査事項についてであります。御意見等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 では、特に御意見等がなければ当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。